○女性及び子供を守る施策の推進について

平成14年12月27日例規（生総・府民・地総・刑総）第113号

改正

令和２年９月11日例規（府対）第83号

令和４年３月18日例規（府対）第12号

女性又は子供が被害者となりやすい犯罪等から女性及び子供を守るため、次により女性及び子供を守る施策を推進することとしたので、効果的な運用に努められたい。

第１　女性及び子供が被害者となった事案への的確な対応

犯罪の被害者に対する支援については、被害者支援推進要綱（平成９年12月25日例規（務・総・生総・地総・刑総・交総・備総）第80号）等に基づき、総合的に推進しているところであるが、特に、女性又は子供が被害者となりやすいストーカー事案、配偶者等からの暴力事案及び児童虐待事案については、次により被害者の立場に立った積極的な警察活動を実施するものとする。

１　ストーカー事案及び配偶者等からの暴力事案への適切な対応

ストーカー事案についてはストーカー行為等の規制等に関する事務取扱規程（平成29年訓令第17号）、配偶者等からの暴力事案については配偶者からの暴力事案に係る対応要領（平成14年12月18日例規（生総・府民・地総・刑総）第104号）によるほか、次により対応するものとする。

(１)　被害相談への適切な対応

ア　被害相談の受理等

ストーカー又は配偶者等からの暴力に悩んでいる女性からの相談（以下「被害相談」という。）があった場合は、被害相談を申し出た女性（以下「相談者」という。）の心情に配意して女性警察官にその相談の受理に当たらせる等適切に対応すること。

イ　相談場所の環境への配意

被害相談を受理する場合は、警察相談所、応接室、被害者用の事情聴取室等を活用する等、相談者の心情を考慮した環境の確保に配意すること。

ウ　被害相談窓口の積極的広報

女性相談交番運用要領（平成14年12月26日例規（地総）第111号）に規定する女性相談交番をはじめとする女性警察官が対応する被害相談の窓口の開設日、開設時間等について、各種広報媒体を活用して積極的に広報すること。

(２)　取扱事案の的確な処理

ア　刑罰法令に抵触する場合

取り扱った事案が刑罰法令に抵触する場合は、被害者に加害者の処罰を求める意思があるかを確認し、被害状況の客観的かつ正確な把握に努めた上で、適切に事件化すること。

イ　刑罰法令に抵触しない場合

刑罰法令に抵触しない事案（事件化することが困難な場合を含む。）を取り扱った場合は、被害状況を十分に聴取するとともに、被害申告の意思をはじめ、暴力の防止のための措置、被害者の保護等、被害者が警察に求めているものが何かを確認した上、その意思を尊重し被害者の納得が得られるような対応をするほか、自治体の関係部局、弁護士等の他機関への紹介等の方法により、適切な自衛策又は対応策の教示を行うこと。

(３)　被害者に対する精神的被害の回復への支援

被害相談に係る事案につき、検挙、警告、指導等を行った後であっても、被害者が不安を訴える等の場合には、警察におけるカウンセリング制度の活用、他の公的機関のカウンセリング窓口、民間のカウンセリング機関等の教示のほか、関係機関・団体等と連携を図る等により、継続的に被害者に対する精神的被害の回復への支援を行うこと。

２　児童虐待事案への対応

児童虐待事案については、大阪府警察児童虐待対策推進要領（平成13年12月26日例規（少・府民・地総・地域・刑総・捜一）第253号）によるほか、次により対応するものとする。

(１)　事案の早期発見

児童虐待事案は、早期に事案を認知することが重要であることから、街頭補導活動、少年相談の受理、急訴事案の取扱い等の各種警察活動を通じて取り扱った事案の背後に児童虐待事案がないかということを念頭に置いて組織的に対応し、早期発見に努めること。

(２)　被害児童に対する事情聴取及び継続的支援の実施

被害児童の事情聴取については、事案の態様、被害児童の身体的・精神的被害の状況等を勘案して、女性警察官等の適任者に担当させるとともに、児童の心理、生理その他児童の特性及び保護者の意向を踏まえ、適切な助言及び指導を行うほか、少年サポートセンターとの連携による継続的な支援を実施すること。

なお、支援に当たっては児童相談所をはじめ、関係機関・団体、民間ボランティア等との連携を図ること。

第２　女性及び子供に対する犯罪等の未然防止

女性及び子供に対する犯罪等の未然防止については、「犯罪等による被害の未然防止活動の推進に当たっての基本的な在り方について」（平成14年12月27日例規（生総・府民・地総・刑総・交総・備総）第112号）によるほか、次により行うものとする。

１　実態の把握及び分析の推進

効果的な女性及び子供に対する犯罪等の未然防止対策を推進するため、次に掲げる事項についてあらゆる警察活動を通じた実態把握及び把握した実態の分析を推進すること。

(１)　自署及び周辺の警察署の管内における犯罪等の発生状況

(２)　管内に居住する女性又は子供に対する犯罪等の前歴者、性的異常者等の所在及びその動向

(３)　店舗、通学（園）路等の女性又は子供がよく立ち寄る場所、公園、遊園地、空き地、駐車場、寺社の境内等の子供の遊び場及び廃屋等の死角となりやすい場所

２　要望の的確な把握による警戒活動等の強化

(１)　要望の的確な把握

警ら、巡回連絡等の街頭活動、交番・駐在所連絡協議会、地域広聴会等の各種会合の開催、交番等における相談の受理、少年の健全育成に関する関係機関・団体等との連携による活動等により、女性又は子供が不安を感じている事案に係る警察への要望の的確な把握に努めること。

(２)　通学路等における警ら・警戒活動の強化

情勢を的確に判断し、幼児、児童等の登下校の時間帯において、通学（園）路、集団登校の集合場所、スクールバスの停留所その他子供が集まる可能性のある場所における制服警察官及び警ら用無線自動車による警戒活動を強化し、女性及び子供に対する犯罪等の未然防止及び地域住民の安心感の確保に努めること。

(３)　不審者等に対する職務質問の徹底

地域住民の不安感を助長させる女性又は子供に対する犯罪等については、犯行の手段、方法等を検証の上、効果的な重点警戒を実施し、不審者等に対する職務質問及び各種照会を確実に実施すること。

３　女性と子供を守るための地域安全情報の提供等

(１)　女性と子供を守るための地域安全情報の提供

女性又は子供に対する犯罪、声掛け等事案、不審者の出没事案等に関する次に掲げる女性及び子供を守るための地域安全情報（以下「女性と子供を守るための地域安全情報」という。）を府民等に対し、時機を失することなく提供すること。

ア　発生場所、多発時間帯、手口等に着目した分析結果

イ　前記アの分析結果から得られた具体的な防犯対策等

(２)　提供の方法等

女性と子供を守るための地域安全情報の提供に当たっては、次の事項に留意すること。

ア　安まちメール（大阪府警察安まちメール等配信業務運用要領（令和４年３月18日例規（府対）第11号）第２の(１)に規定する安まちメールシステム専用の電子メールをいう。以下同じ。）をはじめとする警察関係の広報媒体はもとより、防犯協（議）会、自治会、各種団体、自治体等の広報紙（誌）等のあらゆる広報媒体を活用すること。

イ　子供、保護者、学校関係者、地域住民等提供する対象に応じた内容に配意するとともに、被害者等が特定できないよう十分留意すること。

ウ　府民等に対し、安まちメールの利便性及び効果的な活用方法について説明するとともに、安まちメールを受信するための登録を勧奨すること。

４　関係機関・団体等との協力体制の確立

(１)　「地域の連携の場」を活用した防犯対策の推進等

自治体、教育委員会、学校、放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。）、保護者、ＰＴＡ協議会、地域のボランティア団体、自治会等の関係者が集まり、防犯対策等について意見の交換、事務の調整等を行う「地域の連携の場」に積極的に参加し、地域安全情報の提供により、府民等の自主防犯意識の高揚を図るとともに、関係機関・団体等による防犯対策が実効的なものとなるよう必要な助言及び指導を行うこと。この場合において、新たに「地域の連携の場」を構築する必要があるときは、教育委員会等と連携し、運営に関する調整を行うこと。

(２)　ネットワークの構築

幼稚園、学校、ＰＴＡ協議会、防犯協（議）会等及び「こども110番の家」との電話、インターネットメール（インターネット利用システム等運用管理要綱（平成16年12月28日例規（情）第89号）第２の(６)に規定するインターネットメールをいう。以下同じ。）等の利用による連絡網を充実させて女性及び子供を守るためのネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を構築するとともに、女性又は子供が被害者となりやすい犯罪等に係る情報の入手、子供の所在不明事案等の発生時における捜索・発見活動等に協力を得ることのできる体制の確立を図ること。

なお、子供の所在不明事案の発生時のネットワークの運用及び大阪府警察広報規程（昭和32年訓令第12号）第９条第４号に規定する大阪府警察ホームページを活用した発見活動に当たっては、刑事課（生活安全刑事課を含む。）と連携を密にし、事件性を考慮の上、実施すること。また、小学校にあっては校長又は教頭若しくは生活指導を担当する教諭が、中学校にあっては生徒指導を担当する教諭が窓口の担当者であることが多いことから、これらの者と緊密な連携に努めること。

(３)　対象学校との情報共有体制の確立

ア　情報共有を行う学校の範囲

警察署長（以下「署長」という。）は、子供に対する犯罪、声掛け等事案、不審者の出没事案等に関する情報について、管轄区域内に所在する学校教育法（昭和23年法律第26号）に規定する次に掲げる学校（以下「対象学校」という。）と情報の共有を図ること。

（ア）　小学校、中学校又は義務教育学校

（イ）　中等教育学校の前期過程

（ウ）　特別支援学校の小学部又は中学部

イ　連絡担当者の指定

署長は、防犯係長（豊能警察署及び関西空港警察署にあっては防犯少年係長）を連絡担当者に指定し、対象学校に対する連絡等の事務を行わせること。

ウ　対象学校への通知等

（ア）　署長は、対象学校に対し、自所属の連絡担当者の氏名、職名等を通知するとともに、対象学校における連絡担当者（以下「学校担当者」という。）の氏名及び連絡先並びに夜間休日等における緊急時の連絡先についての情報の提供を求めること。

（イ）　署長は、学校担当者名簿（別記様式）を備え付け、常に整備しておくこと。

エ　連絡の方法

学校担当者との連絡については、原則として電話又は面接によることとし、必要に応じて、インターネットメールを活用すること。

オ　署長等の配意事項

（ア）　署長は、対象学校と迅速かつ適切に連絡等を行うことができるよう、緊急時の連絡体制の確立に努めること。

（イ）　署長は、府民等に提供していない情報であっても、対象学校において防犯対策を講ずる上で参考となるような情報については、必要な調整を行った上、対象学校と情報の共有を図ること。

（ウ）　連絡担当者は、学校担当者が認知した情報について潜在化することなく速やかに連絡担当者への連絡が行われるよう、学校担当者と良好な関係の保持に努めること。

５　防犯指導の実施

幼稚園、学校、職域又は地域を単位とした防犯教室、講習会等を積極的に開催すること。この場合において、防犯指導の対象者が危険を予測し、回避するための具体的な対応を修得できるよう、当該防犯指導の開催先の責任者等と連携し、各対象者に応じた実践的な防犯指導を実施すること。

６　自主防犯活動等の推進

(１)　自主的なパトロール活動に対する支援

防犯ボランティアによる自主的なパトロール活動に対して、女性と子供を守るための地域安全情報の提供を含め、適切な指導及び助言を行うとともに、警察官との合同パトロールを積極的に実施すること。

(２)　多様な担い手による子供の安全見まもり隊活動の推進等

子供の安全見守り隊活動（まちぐるみによる子供の安全見まもり活動促進要綱（平成21年12月22日例規（府対）第89号）第２の(１)に規定する子供の安全見守り隊活動をいう。以下同じ。）の効率化及び活性化を図るとともに、新たな主体が子供の安全見守り隊活動の担い手となるよう地域住民、事業者等に働き掛けること。この場合において、同要綱第２の(３)に規定するながら見守り活動への協力を併せて要請すること。

(３)　「こども110番の家」及び「動くこども110番」の活性化等

ア　「こども110番の家」及び「動くこども110番」について、その拡充を図るとともに、設置目的どおり機能させるため、女性と子供を守るための地域安全情報の提供、講習会の開催等の支援により活性化に努めること。

イ　コンビニエンスストアは、営業形態、設置場所等から防犯上の有効なものであることから、「こども110番の家」運動への協力要請を促進すること。

７　防犯環境の改善等

(１)　合同による危険箇所の点検の実施

通学（園）路、公園その他女性及び子供に対する犯罪等が多発している箇所又は発生するおそれのある箇所（以下「危険箇所」という。）については、教育委員会、学校、保護者、地域住民、道路、公園等の管理者等と連携し、随時、防犯の視点を考慮した合同による点検の実施に努めること。

(２)　防犯環境の改善

危険箇所については、効果的な重点警戒を実施するとともに、通学路等における幼児、児童、生徒等の安全確保に関する指針（平成14年公委告示第126号）及び道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場に関する防犯上の指針（平成14年府・公委告示第１号）に基づき、防犯環境が改善されるよう関係機関・団体等に働き掛けること。

前　文（抄）（令和４年３月18日例規（府対）第12号）

令和４年４月１日から実施することとしたので、了知されたい。

別記様式

